

No.	案件名称	契約の種類	主管局	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	X線透過撮影装置用 X線管球 外 1点 買入	医療用機器	健康局	(株) 日立メディコ	17,220,000	平成25年1月9日		契約の性質または 目的による場合	
2	画像伝送システム用進行波管 買 入	通信用機器	消防局	日本電気(株)	5,250,000	平成25年1月22日		契約の性質または 目的による場合	
3	救急車内消毒機一式 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	3,675,000	平成25年1月23日		契約の性質または 目的による場合	
4	平成24年度大阪市交通局庁舎ゴ ンドラ 修繕	産業用機器	交通局	日本ゴンドラ(株)	7,560,000	平成25年1月30日		契約の性質または 目的による場合	
5	ろ過式集じん装置用ろ布(鶴見斎 場) 買入	産業用機器	環境局	ホーコス(株)	4,187,610	平成25年2月7日		契約の性質または 目的による場合	
6	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場) 買入	産業用機器	環境局	ホソカワミクロン(株)	4,830,000	平成25年2月13日		契約の性質または 目的による場合	
7	菅原城北大橋料金自動収受機用 バックライト外28点買入	産業用機器	建設局	三菱重工業メカトロシ ステムズ(株)	2,829,750	平成25年2月18日		契約の性質または 目的による場合	
8	「大阪市くらしの便利帳」(平成23・ 24年度)版 印刷(増刷)(19区分)	活平版	政策企画室	(株) サイネックス	17,083,500	平成25年2月19日		契約の性質または 目的による場合	
9	図書カード(市政改革室) 買入	贈答用品	市政改革室	大阪府書店(商)	1,138,760	平成25年3月18日		契約の性質または 目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

- ・ X線透視撮影装置用 X線管球 (品番: UH-6FC-307E)
 - ・ X線透視撮影装置用 イメージ インテンシファイア (品番: IT-13S(B))
- 買入

2 契約の相手方

株式会社日立メディコ

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

X線管球(品番: UH-6FC-307E)及びイメージインテンシファイア(I I)(品番: IT-13S(B))は本市が保有する胃がん検診車(こすもす12号・13号)に搭載している胃部X線撮影装置(TU-MA5Plus)の消耗品である。

胃部X線撮影は、受診者がバリウムを飲み、撮影台にて最低7枚の撮影を行う。管球は撮影に必要なX線を照射するための部品であり、イメージインテンシファイアは微弱なX線を可視像に変換するもので受診者の受けるX線量を減らし、かつ像を明確に捕えるためのものである。

イメージインテンシファイアについては、12号車が平成18年3月、13号車は平成19年3月に購入以来交換しておらず、変換効率の低下により、画質の低下及び受診者への被曝量の増加の状況を招いている。さらにX線管装置への負荷が大きくなることによりX線管装置の短期寿命の原因ともなりうる。

X線管球については、検診車2台とも平成20年度に交換し4年経過しており、老朽化によるエラーが頻発している状況である。現在はエラーが発生してもX線の照射量を多くするなどして対応しているが、受診者の被曝量が多くなることになり、早急に改善が必要な状況である。

以上のことから今回、12号車・13号車ともにX線管球及びイメージインテンシファイアの交換を行うこととする。

本製品は胃がん検診車に搭載しているエックス線撮影装置(TU-MA5Plus)で使用できる唯一の製品であることから、本製品を製品指定して買入するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は株式会社日立メディコの直接販売となっているため、それ以外の業者から購入することできないことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、上記業者との特名随意契約を締結する。

(※直販証明書は健康局に有り)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課成人保健グループ
(電話番号 06-6208-9854)

随意契約理由書

1 案件名称

画像伝送システム用進行波管買入

2 契約の相手方

日本電気株式会社 (承認番号 400015)

3 随意契約理由

画像伝送システムは、大規模災害時、高所カメラやヘリコプターからの映像情報を、通信衛星（スーパーバード）を経由して、国・都道府県・他の消防本部等へ配信し、広域的な通信体制を確保するシステムである。

今回対象となる進行波管（TWT）は、マイクロ波の進行波増幅用の真空管であり、消防局の衛星地球局から通信衛星に向けて、映像・音声・データ等の情報を送信する際に必要となる、マイクロ波の電力増幅部（日本電気株式会社製）専用の交換部品であり、システムの安定稼動を目的として今回買入するものである。

同進行波管は、当局が保有する画像伝送システムの電力増幅部専用の交換部品として指定された製品であり、他製品では互換性が無いため、この進行波管でなければ同システムの機能を正常に維持することができない。

また、同進行波管は、上記業者が製造したもので、直接販売を行っており、他の業者及び代理店等からは入手できない。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部情報システム課 (電話番号 06-4393-6562)

随意契約理由書

1 案件名称

救急車内消毒機一式 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

救急車内消毒機は、アルコール又はアルコールを主成分とした消毒剤を炭酸ガス（不燃性）と混合し、救急車内に噴霧することにより消毒する機械である。

消毒剤は揮発性を有するアルコールまたはアルコールが主成分であるため噴霧後の拭き取り作業を必要とせず、また電源を使わず炭酸ガス圧を利用して0.3MPaの高圧で微粒子（15ミクロン以下）の状態消毒液を噴霧するため、短時間（約2～3分）で車内の隅々まで消毒ができるものである。また、救急車内に搭載しても活動に支障のない大きさのため必要があれば車載も可能である。これらの機能を満たす消毒装置は当該製品のみである。

当該製品は新耕産業株式会社製であり、上記業者は大阪府における唯一の代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 （電話番号 06-4393-6628）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市交通局庁舎ゴンドラ修繕

2 契約の相手方

社名 日本ゴンドラ株式会社

3 随意契約理由

本修繕はゴンドラ本体の電磁ブレーキ、電纜ワイヤーロープ、ワイヤークリップ、及びゴンドラ制御盤、操作盤の取替を行うものである。

ゴンドラは、日本ゴンドラ株式会社の独自技術で設計・製作されており、構造・製作時のデータ及び分解整備時に要するデータ等については、他社に公開しておらず企業秘密とされているため、ゴンドラが正常に機能するための性能保証上、日本ゴンドラ株式会社以外では本案件の修繕を行うことができない。

以上の理由により、日本ゴンドラ株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局総務部総務課庁舎管理

(電話番号 06-6585-6042)

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（鶴見斎場）買入

2 契約の相手方

ホーコス株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入の鶴見斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホーコス株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自に設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホーコス株式会社製を選定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は、ホーコス株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホーコス株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自に設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称

菅原城北大橋料金自動収受機用バックライト外28点 買入

2 契約の相手方

三菱重工メカトロシステムズ(株)

3 随意契約理由

菅原城北大橋に設置している料金自動収受機の保守点検時に消耗品として取り換える保守部品を購入するものである。

本部品は既設料金自動収受機MIC-7B-1用専用部品であり、三菱重工業(株)が独自に設計製作したものである。部品は他社のものでは互換性がなく、製造業者より保守作業を委託されている唯一の販売代理店である三菱重工メカトロシステムズ株式会社と契約締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

「大阪市くらしの便利帳」(平成 23・24 年度) 版 印刷(増刷)(19 区分)

2 契約相手方

(株)サイネックス

3 随意契約理由

「大阪市くらしの便利帳」事業は、市民が、必要とするときに必要な情報を得ることができるよう、本市の行政サービスの中で日常生活にかかわりの深い制度・施設等を 1 冊にまとめた冊子で、2 年に 1 回発行している。配布については、全戸配布及び区内転入者に対しては区役所の窓口を通じて行っており、その旨を市民に周知しているものである。

【平成 23 年度大阪市「くらしの便利帳」共同発行業務】(以下、「原業務」という。)においては、行政情報の発信と地域情報の一層の充実を促進するため、「大阪市全域版」から「各区版」へ変更して、「大阪市くらしの便利帳(平成 23・24 年度)版」(以下、「くらしの便利帳」という。)を発行したものである。

原業務は、企画コンペにより(株)サイネックス社を選定し協定を締結したもので、(株)サイネックス社が「くらしの便利帳」の広告費を収入とすることに対し、行政情報を含む誌面の企画編集・印刷製本・配布費を負担するものである。

原業務では区間転入者に対して、「くらしの便利帳」の配布を予定していなかったが、区役所から「くらしの便利帳」を配布してほしい旨の強い要望があり、また、平成 24 年 7 月、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加える法改正がされたため、区役所の窓口配布の対象となり、当初の配布見込み数より増加することが明らかとなった。

上記のとおり、配布条件が変更となったことから、各区役所へ「くらしの便利帳」の配布実績調査を行い、今後想定される配布部数を検討・分析した結果、平成 25 年 4 月から 12 月において計 52,900 部(19 区)の不足分が発生すると判明した。また、増刷の内容については、「くらしの便利帳」の配布期間が平成 25 年 12 月までとされており、再編集するよりも現在の版下データで印刷する方が、増刷コストが低くなるため現在の版下で対応することとした。

一方、原業務の協定締結時、本市と(株)サイネックス社において、印刷部数を 164 万部と確定したため、増刷する場合は新たな契約を要する。

原業務の協定書第 10 条「著作権の帰属」において、(株)サイネックス社が制作する情報や広告の著作権は(株)サイネックス社に帰属しており、本市が増刷する場合、版下の所有者である(株)サイネックス社に許可を得る必要がある。協議の結果、(株)サイネックス社が増刷することで許可を得ることとなり、本件の契約の相手方を(株)サイネックス社に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

政策企画室 市民情報部 広報担当(電話番号 06-6208-7252)

随意契約理由書

9

1 案件名称

図書カード（市政改革室）買入

2 契約の相手方

大阪府書店商業組合

3 随意契約理由

本市では、幅広い市民の方々の多様化するニーズを的確に把握し、施策や事業の意思決定に活かすため、市政モニター制度を実施している。市政モニターへは、協力に対する謝礼として、アンケートの回答割合（回答回数）に応じて、あらかじめ定めた額面の図書カードをお渡しすることとしている。

図書カードについては、発行元である日本図書普及（株）が、一般の顧客に対して直接販売は行っておらず、新刊を扱うなどの条件を満たした加盟書店にのみ販売していることから、本市の契約相手方は加盟書店が対象となる。

また、加盟書店は一般顧客に対し、数量の多少に関わらず額面通りの価格でしか販売を行っていない。

さらに、他都市でモニター制度を有しており謝礼に図書カードを導入している複数市にも調達方法を問合せたところ、有価証券の性質上、均一価格でしか販売されていないため、入札を実施しても価格競争は望めないとの理由から随意契約で調達しているとのことであった。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を行うこととする。

次に、契約相手方の選定であるが、大阪府下の加盟店で構成されている大阪府書店商業組合は、通常額面価格での販売を行っているが、大阪の読書推進に貢献している大阪府が契約相手方であり、かつ大量一括購入の場合については、額面価格の2%引きで販売するとのことであった。書店で調達した場合は前述のとおり額面価格でしか販売されないため、額面価格の2%引きの価格で購入できることは本市にとって有利な条件であると言える。

以上のことから、契約相手方を大阪府書店商業組合に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号

5 担当部署

市政改革室P D C A担当（電話番号 06-6208-9769）